

公害弁連ニュース

**No.
176**

全国公害弁護団連絡会議

東京都豊島区西池袋 1-17-10
エキニア池袋 6階

城北法律事務所

2014年2月3日

TEL: 03-3988-4866 FAX: 03-3986-9018

巻頭言

今年を公害被害者の人権再尊重の年に！

代表委員 弁護士 板井 優



1 新たな歴史を切り開いた アスベスト大阪高裁判決

昨年12月25日午後2時、大阪高裁は、泉南アスベスト被害の第二陣訴訟で、第一陣の控訴審判決を覆した画期的判決を下した。判決は、アスベストにおける国の責任を昭和33年まで遡らせ、経済的発展より被害者の人権を優先させた。私は、大阪高裁の法廷でこの判決を聞いて、誰よりも厚生労働大臣にこの判決を聞いて貰い、アスベスト被害救済政策をさらに大胆に転換させる責務を貫かせるべきだと思った。

アスベスト問題には一見相矛盾する高裁判決が併存するよう見えるが、この第二陣高裁判決は、事実問題としても排気装置の認定など一控訴審判決の限界を超えており、国は、最高裁を待つまでもなく、この二陣高裁判決を基に解決を図るべきである。

今、アスベストの闘いは、被害者の人権回復を

より広く裁判官と世論に訴え、力のある正義を実現して勝訴判決を勝ち取り、これを確定させ、国の政策を転換させることの歴史的必要性を再度明確にしたのである。

今年の『琉球新報』の新年号の社説は「平和と環境を次代へ 人間の安全こそ最優先に」と論じているが、公害弁連は今年こそ公害被害者の人権回復を実現すべく最大の人権侵害である戦争公害・原発公害などを初めとする様々な公害の絶滅を目指して闘うことが求められている。

2 「フクシマ世代」とは？

2011年3月11日、大地震と大津波の東日本大震災が起り、さらに東京電力福島第一発電所の原発事故が発生した。この事故により、いまだに約15万人という多くの住民が故郷を離れて生活するという大変な被害が起こっている。

この原発事故により、原発被害は法律上も公害

として認知された。そして、この原発公害は、ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ミナマタとともに、ノーモア・フクシマとして原発事故の根絶を求める国民世論となった。さらに、この事故により、全国各地に避難した母親や子どもたちは原発公害を全国に伝える闘いの担い手となった。

こうした中で、わが国の住民は、様々な形で福島原発の追体験し、まさに「フクシマ世代」となったのである。私たちが原発から自由になれるには、この福島の経験を風化させず全ての住民が「フクシマ世代」となって闘いに立ち上がることである。

これに対し、安倍晋三内閣は、ベトナムやトルコなどに原発施設を建設することを前提に、昨年末原発推進政策へと政策を転換した。原発による人権侵害よりも経済的発展を優先するという立場である。こうした状況の中で、昨年7月以降、わが国の電力業界は、国の新基準施行を受けて原発再稼働を申請した。

この事態に対し、ジャーナリスト斎藤貴男さんは、昨年12月20日佐賀地裁での玄海原発差し止め訴訟で、安倍戦略は、人口減少で内需が冷え込む中で原発施設などの売り込みで外需を増やすために、わが国の原発を再稼働させ、これをショウ・ウインドーにして原発の海外輸出をするという戦略であり、これを許してはならないと意見陳述をした。

まさに、今年は、最大の公害である戦争・原発公害の根絶も含めた闘いの年である。

3 全国で燃えさかる原発をめぐる裁判

わが国では、3・11以前、全国各地で個々の原発の差し止めを求める裁判が各個に行われていた。これらの裁判では、被告は、原発を操業する個別の電力企業であり、原発の操業開始処分をし

た国であった。しかも、これらの裁判は横の連絡もなくバラバラに行われていた。

しかし、3・11以降、これらの闘いは「脱原発全国連」としてまとめ、証拠と主張を共同にする闘いが行われている。

これに対し、3・11以降、九州の玄海・川内などでは、個別の電力企業（九州電力）だけでなく、原発推進政策を取っている国をも共同被告にして、全ての原発の廃炉をめざす闘いが展開され、玄海では原告数7137人の原告を抱える裁判へと発展している。そして、こうした闘いは京都などでも幅広く展開されている。

さらに、フクシマでもいわきや福島で完全賠償などを求める闘いが展開され、全国各地に避難した人々の損害賠償訴訟も各地で続々と展開されている。ここでも、電力企業の不法行為責任や国の原発推進政策が問われている。そして、公害弁連はこうした闘いと団結の要としてその役割を果たしている。

こうした中で、フクシマでは、県内の全ての原発を廃炉にする闘いが立ち上がった。原発公害を受けたフクシマが、自らの判断で県内の全ての原発を廃炉にすることは当然であり、まさに自決の権利でもある。

4 闘いの展望と課題

1966年に採択（76年施行）された国連人権規約第一条は「全ての人民は自決の権利を有する」として、全人民が政治、経済、社会、文化の発展を自由に追求できると明記している。わが国は、79年にこの規約を批准している。そして、その第二条では、人民の自決権は、人種や言語、政治的意見などあらゆる地位による差別がないよう保障している。

国連の人種差別撤廃委員会は、2010年3月、

日本政府に対し「沖縄における不均衡な軍事基地の集中が住民の経済的、社会的、文化的権利の享受を妨げている」と批判し、沖縄に対する差別解消へ向けた幅広い協議を勧告している。こうした中で、沖縄では、嘉手納基地爆音訴訟など様々な闘いが行われているのである。

ところで、これまでの原発推進政策は、立地自治体に大量の補助金と膨大な雇用を生み出して支配し、原発の設置・操業を可能にしてきた。しかし今、福島原発事故で立地自治体の周りに大量

の被害自治体・住民が生み出されることが明らかにされた。

この被害自治体・住民こそが原発を廃炉にする運動の担い手であり、玄海などでの風船プロジェクトはそれを明らかにする闘いである。私たちは、福島での住民による原発に依存した生活をしない権利を新たな自決の権利として位置づけたい。

今年は、フクシマでの全ての原発を廃炉にする闘いも含め全ての「公害被害の発生を容認する政策」を根絶する闘いが求められている。

榎本信行先生を悼む

榎本信行先生を悼む

第2次新横田基地公害訴訟弁護団 団長
弁護士 関島 保雄

榎本信行先生が2013年10月に他界されましたが、私達第2次新横田基地公害訴訟の弁護団及び原告団にとって大きな支柱を失ったような思いです。

2013年の初めの頃の弁護団会議には榎本先生はお元気に参加されており、弁護団の顧問を務めていただいていた。2013年3月には原告約1000名で第2次新横田基地公害訴訟を提起し訴訟活動がこれからと言う大切な時期に榎本先生の突然の訃報が届き驚くと共に深い悲しみにくれた次第です。

榎本先生は、東京都立川市に生まれ、立川基地のすぐ近くで育ちました。学生時代には立川基地拡張に反対する砂川闘争に参加されたそうです。

その経験が、榎本先生がその後弁護士になられ立川基地砂川裁判の弁護団に加入された原点であ

るとのことです。

榎本先生は弁護士に登録して尾崎陸法律事務所に入ると、松川事件国賠訴訟の常任弁護団に入ると共

に、立川基地拡張反対砂川事件の常任弁護団に参加されました。その後、長沼ナイキ裁判、百里基地裁判、恵庭事件等自衛隊や米軍基地の存在と活動が憲法違反であるとする多数の訴訟の常任弁護団員として、日本の平和と基地を巡る訴訟の中核を担ってきました。

しかし、自衛隊や米軍の存在が憲法違反であるとする裁判闘争だけでは勝利することが困難となった時代に、榎本先生は基地と環境問題に目を向けて新たな裁判闘争の道を開きました。昭和



50年に大阪空港騒音訴訟で大阪高裁が航空機の騒音による損害賠償請求だけでなく、夜間9時から翌朝7時までの飛行の差し止めを認めた画期的な判決を出しました。この大阪空港訴訟の勝利を受けて、榎本先生は、従来の基地訴訟弁護団の殻を破り環境派の弁護士も取り込んで、民間空港も軍事基地も騒音に違いはないはずだと、米軍横田基地の夜間飛行の差し止めと騒音による損害賠償請求訴訟を提起する方針を提起して全国の弁護士に弁護団参加を求めて、第1次横田基地公害訴訟を昭和51年に提訴しました。これが横田基地公害訴訟の始まりでした。横田基地公害訴訟の動きに連動して、全国でも小松基地、厚木基地、嘉手納基地訴訟等次々と自衛隊や米軍基地の夜間飛行差し止めと騒音被害による賠償請求訴訟が全国に広がったのも榎本先生の貢献が大きかったと思います。榎本先生は1996年に提訴した第1次新横田基地公害訴訟の弁護団長を務められましたが、この訴訟は日本政府だけでなく米国も被告にして、原告約6000名という大規模な原告団を組織して提訴するという新しい大衆訴訟をうち立てました。横田基地訴訟の動きは厚木基地、嘉手納基地訴訟に引き継がれ、現在では全国で4万人弱の

多数の原告が基地の騒音と闘っています。

一方、榎本先生は訴訟活動だけでなく東京弁護士会人権擁護委員会の基地問題対策委員会や日弁連の沖縄問題対策特別委員会の委員など弁護士会の基地に関する委員会活動の中心を担っていました。また日本民主法律家協会の理事長時代には法律家団体のカンボジア調査団団長としてカンボジアに赴いたり、沖縄・横田訪米要請団団長として日本からの米軍基地の撤去を求める諸活動の中心を担いました。

このように榎本先生は弁護士になってから一貫して、訴訟をはじめ、弁護士会や法律家団体の代表として、基地のない日本の平和な国家の実現に邁進されていました。

折しも第1次横田基地公害訴訟の弁護団事務局長をされた静岡の岩崎修弁護士も榎本先生の後を追うように、11月11日に他界されました。基地訴訟の弁護士としてお互いに仲の良かったお二人が天国で私達後輩が第2次新横田基地公害訴訟を進めていくところを心配顔に見守っていて下さっておられることと思います。榎本先生に弁護団を代表して心から追悼の意を表したいと思います。

泉南アスベスト国賠訴訟2陣高裁勝訴

大阪アスベスト弁護団
弁護士 伊藤 明子

■ 2陣高裁判決の意義

平成25年12月25日、大阪高裁13民事部（山下郁夫裁判長）は、泉南アスベスト国賠2陣訴訟の控訴審において（一審原告58人、被害者33人）、

国に対して総額3億4474万円の支払いを命じる一審原告勝訴の判決を言い渡した。

本判決は、1陣、2陣訴訟の各大阪地裁判決に続いて、三度、国の規制権限不行使の責任を明確に認めた。また、高等裁判所として、初めてアス

ベスト被害について国の責任を認めた。のみならず、本判決は、1陣訴訟提訴後7年半にわたる当事者双方の死力を尽くした主張立証と、1陣地裁、1陣高裁、2陣地裁の各判決を踏まえ、本事件審理の集大成として言い渡されたものである。その重みは、1陣高裁判決を含むこれまでの3判決に比べ格段に大きい。

本判決は、全ての論点に言及したうえ、国の主張を実に明快かつ詳細にことごとく排斥している。正に「国の主張を完膚なきまでに退けた」（産経新聞）判決であり、同時に、国が依拠した1陣高裁判決を明確に否定した。

■判決の概要とポイント

第1に、国の規制権限不行使の違法性判断基準につき、筑豊じん肺最高裁判決などの司法判断の到達点に沿って、「労働関連法令によって国に付与された省令制定権限は、労働者の生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することを主要な目的として、できるだけ速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時かつ適切に行使しなければならない」とした。

第2に、上記判断基準に具体的事実をあてはめ、長期間かつ全般的な国の規制権限不行使の違法を認めた。国の責任期間を昭和33年から平成7年までとし、また、国の規制権限不行使の違法事由を局所排気装置設置の義務付け（昭和33年から同46年まで違法）、濃度規制の強化（昭和49年から同63年まで違法）、防じんマスクの使用・特別安全教育の義務付け（昭和47年から平成7年まで違法）など基本的な粉じん対策全般にわたって認めた。2陣地裁判決が、昭和35年から同46年までの局所排気装置設置の義務付け違反しか認めなかったことと比べて、責任期間、違法事由と

も大きく拡大させた。

第3に、国の責任は、使用者の安全配慮義務とは別個独立であり、被害者に対する直接の責任であると指摘した。その上で、本件における国の責任は重大であるとして、責任範囲を2分の1とした（2陣地裁判決、筑豊じん肺訴訟では3分の1）。また、石綿関連疾患の重大性を指摘して、基準慰謝料額を筑豊じん肺訴訟の基準より100万円増額し、かつ、個別の減額事由を一切認めなかった。

第4に、石綿工場に出入りしていた運送業者の従業員も保護範囲に含まれるとした。人の生命、身体、健康は、行政活動において常に尊重されるべきであり、安易に反射的利益論を持ち出すべきではない。労働関連法令の趣旨、目的に照らせば、石綿工場の労働者だけでなく、石綿工場に一定期間滞在する発注先の従業員も損害賠償の保護対象となるとし、国賠法上の救済範囲を拡大した。

■労働安全行政の見直しを迫る

労働者の身体、生命に対する危害を防止できない規制内容であれば、労働関連法令において定めるべき「最低基準」を満たすとは言えない。規制権限を行使する際に、石綿の社会的有用性を考慮してはならない。局所排気装置設置のように利潤に結びつかずコスト負担を伴う環境対策設備は、規制によって普及させることこそが重要である。国が既に規制措置を講じている場合は、当該措置



の実効性（十分な規制効果を上げたか）も考慮すべきであり、任意の行政指導と罰則付きの義務付けとは実効性に大きな違いがある。

本判決は、国が、抽象的な規制や一片の通達を出して事足りりとするのではなく、採った措置が実際に健康被害を防止する効果を上げているかどうかを絶えず検証し、不十分であればその時々における最新の知見に基づいて健康被害を防止すべく、速やかに新たな規制を行うべきであるとする。労働安全ないし環境行政のあり方の見直しを迫る判決でもある。

■今後の闘い

私たちは判決後、上告断念を求める運動を続けたが、国は、1月7日に上告受理申立し、原告側も翌日上告受理申立した。今後は、早期に2陣高裁判決を支持する最高裁判決を勝ち取り、それを梃子にした政治による早期全面解決を目指す。

泉南アスベストの闘いを励まして下さる多くの方々にお礼申し上げますと共に、引き続きのご支援をお願いするものです。

尼崎アスベスト訴訟控訴審の経過報告

弁護士 八木 和也

尼崎アスベスト訴訟はクボタ旧神崎工場周辺に居住し、中被害でなくなったご遺族らがクボタと国の責任を明確にすることを目的とした訴訟である。

クボタ周辺の被害者は2013年3月31日現在で255人にのぼっている。クボタは周辺被害者・遺族に対して2500万円から4600万円の「救済金」を支給しているが、いまだ責任を一切認めておらず、工場外へのアスベストの飛散すら否定している。

国もクボタショックからわずか数ヶ月で石綿健康被害救済法を作って救済を図ったが、国の責任が前提となっておらず、支給額は300万円足らずにとどまっている。

本訴訟はこうした国と加害企業による責任なき「救済」を撤回させ、責任に基づく補償へと抜本的に改めさせることを目的とするものと言える。

2012年8月7日の一審判決にて、全国で初めて裁判所が石綿公害による被害者の存在を認めた判決を下したが、クボタの責任範囲は300mと限定され(実態は1.5キロから2キロに及んでいる)、国の責任は予見可能性がなかったとして否定した。

弁護団は同月20日、大阪高等裁判所へ控訴し、クボタとの関係では責任範囲の拡大、国との関係では予見可能性の存在を認めさせるべく、主張立証を行った。

控訴審の審理は計3回行われた。クボタの責任範囲の問題については、車谷典雄奈良県立医科大学教授らによる疫学調査（以下車谷論文という）の信用性が最大の争点となった。

原審判決は車谷論文の信用性を限定的にとらえて本調査が結論としたクボタ旧神崎工場から最大2.2キロというリスク範囲を大幅に限定したから

である。第1回期日では、裁判所から車谷論文の信用性について、当事者双方からのプレゼンテーションなどの方法による説明を受けたいとの希望が伝えられた。そこで弁護団は第2回期日にて、疫学・気象学の学者を呼んで、裁判所主催によるカンファレンスの実施を求めた。カンファレンスとは臨床医学の場面で治療法について複数の医者が意見を戦わせる会議を指す用語として用いられているが、近年では医療過誤訴訟や特許訴訟で裁判所でも実施されており、治療法や特殊技術について、裁判官が疑問点を専門家へぶつけて理解を深める手続きとして利用されている。しかしクボタは反対尋問権が侵害されるとして徹底的にカンファレンスの実施に反対し、結局、専門家を入れたカンファレンスは見送られることとなった。ただ、弁護団はカンファレンス準備のため学者らと何度も議論し、あらためて車谷論文の完成度が極めて高いものであることを確信するとともに、特に同論文は40年以上も前の事象を対象としている点で結論部分に幅があることは原判決指摘の通りであるが、同論文が極めて謙抑的に出来上がっており、被害を過小評価して捉えていることは間違いないとの新たな認識を得た。そして第3回期日では、気象学の学者意見書を提出し、疫学の分野でも多数の文献や判例を引用しつつ、同論文の信用性が揺るぎないものであることを主張・立証した。

国の予見可能性については、原審判決は他のアスベスト訴訟と同様、知見の「確立」ないし「成立」が規制権限を行使するための前提条件であるとしていた。しかし、国の規制権限不行使を認めた筑豊じん肺訴訟、関西水俣病訴訟はいずれも「確立」や「成立」といった要件定立を全く行っておらず、特に後者の判決は、海外の一症例報告のみを根拠として、国の予見可能性を認めていた。(原審以来の) 弁護団の主張は、知見の「確立」や「成

立」といった概念は抽象的であいまいで裁判所の恣意的認定を可能にするし、国の規制のあり方は情報提供や通達、法令による濃度規制、使用禁止など様々であり、他方で知見の進展度合いも様々であるから、成立したか否か(0か100か)の議論では、国の規制の実態が適切であったか否かを判断できないというものである。控訴審では、弁護団の従来の主張に加えて、規制根拠法たる大気汚染防止法の目的が予防的規制にあったことを、制定時での国会での議論などから立証し、こうした同法の趣旨・目的に照らせば、同法は政府が知見の「成立」まで手をこまねいて見ていることなど全く許容していないと主張した。また、同時に1972年にはIARCで工場周辺での中被腫被害のエビデンスの存在を認めていたことから、1989年に至まで全く無策であったわが国の公害型被害者との関係での規制のあり方が裁量の範囲内にあるはずがないと主張した。なお、裁判所は第1回の進行協議期日で弁護団の主張に対する国の反論が不十分であると述べており、弁護団の主張に理解を示していた。

この他、法廷外の運動でも、結審後に署名活動を本格化させ93540の署名を積み上げ裁判所へ提出した。控訴審判決は3月6日である。

よみがえれ！有明海訴訟 報告

よみがえれ！有明海訴訟弁護団
弁護士 吉野 隆二郎



1 開門差止仮処分決定

長崎地裁は、昨年11月12日に開門を差止める仮処分決定（以下「仮処分決定」という）を出しました。長崎地裁が開門の差し止めを認めた根拠は大きくは2つあります。1つは、農業用水の見込みが立たないことから、農業者に被害が出るという理由です。これは国が開門の準備のための対策工事（以下「対策工事」という）をサボタージュした結果に他なりません。もう1つは、漁業被害のおそれがあるという理由です。開門すれば海域環境に一定の変化が生じることは当然であって、そもそも、過去の海域環境に近づけることが開門の目的です。そうすると、開門すれば、現在の海域環境から変化することは当然なのですから、その負の影響が多少はあったとしても、改善効果と比較すれば漁業被害があるとは言えないはずです。しかし、国が諫早湾干拓事業によって漁業被害が発生していることを現在も認めていないため、開門による海域環境の変化＝漁業被害のおそれと認定されてしまいました。つまり、仮処分決定が出たのは主としては、国に責任があります。

2 開門差止仮処分と福岡高裁判決の関係

この仮処分決定が出てから、世間では、相矛盾する2つの義務が発生したと報道されています。しかし、福岡高裁判決と仮処分決定は矛盾するものではありません。農業用水に関しては、仮処分決定は国が予定している対策工事が不十分だとは

言っていません。あくまで、対策工事の実現の見込みがないと判断しているだけです。逆に言えば、対策工事をちゃんと行えば、開門することに何の支障にもなりません。漁業被害に関しては、補助参加していた私たちが十分な主張・立証を行いました。そのため、その主張を国が援用すれば、仮処分のような判断になることはありませんでした。その点は、わざわざ、仮処分決定において、国が補助参加人の主張を援用しなかったから、福岡高裁判決の前提事実を認定できなかった判示されていることから明らかです。国がちゃんとした訴訟対応をしていれば、矛盾しなかったことは明らかです。

つまり、この2つの司法判断は、相矛盾するものではなく、対策を講じた上で開門しろと言っているにすぎないのです。

3 確定判決の不履行

しかし、国は、仮処分決定後は義務の衝突といって、ずるずると開門を先延ばししようという態度



を続けました。その結果、昨年12月20日の経過をもって、憲政史上初の国が確定判決を守れないという状態が生じてしまいました。私たちは、12月21日に諫早で抗議の集会を行い、その場に農水大臣に謝罪に来るように要求していました。しかし、その場に訪れたのは、副大臣や政務官ではなく、九州農政局長や本省の課長などでした。しかも、謝罪の言葉すらなく、これまで開門の準備をずるずると遅らせてきた反省の態度などまったく見られませんでした。

4 間接強制申立

私たちとしては、そのような国の不誠実な態度に対して、開門を確実に進めるために、12月24日に間接強制の申立を佐賀地裁に行いました。弁護団としては、開門操作を執行官に行わせる「直接強制」も可能だと考えているところではありませんが、対策工事がなされていない以上、農業者などに被害が出るおそれがあることから、そのような開門は望んでいないため、あえて、「間接強制」という国から違約金をとる手続きを選択しました。金額として1日当たり1億円を請求していますが、これはあくまで、国に開門するために本気になってもらうためには、対策工事にかかる以上のものをつきつけないといけないと考えたからです。私たちは、大切な国民の税金を懐に入れるつもりはありません。仮に、違約金を受け取ったとしても、有明海再生のための基金を作るなど、公的なために利用したいと考えております。

5 今後のたたかい

開門がなされないという現状が続くということの、最大の不条理さは、起きるかもしれない被害のために、これまで継続している漁業被害への救



済（開門による漁場の改善）がずるずると遅れてしまっているということです。1997年4月14日の潮受け堤防による締切りからすでに16年以上が経過し、深刻な漁業被害にもはや漁業者は耐えきれなくなりかけています。初心に戻って、そのような漁業被害を前面に打ち出して、開門へ向けての運動を強めて、一日でも早い開門を勝ち取りたいと考えています。

法的手続きとしては、間接強制に関して、佐賀地裁から1月24日までに回答を求められた国は、1月9日に請求異議訴訟を提訴し、同時に執行停止の申立を行いました。また、仮処分に対しては、補助参加人の保全異議申立をふまえて、国も保全異議手続きを行うことになりました。しかし、この2つの理由を見比べてみると、開門をできるだけ先延ばしにしたい国の意図がうかがえます。弁護団としては、これらの手続きに勝ち抜けるように全力を尽くします。

イタイイタイ病問題の全面解決

～どう闘われ、どんな成果が得られたか

イタイイタイ病弁護団 団長
弁護士 朝倉 正幸



イタイイタイ病裁判は、公害被害者の救済の敗北の歴史を、勝利へ導いた歴史的判決です。

また、被害者・弁護団は、イタイイタイ病判決以後も、訴訟にかかった期間よりも長期に亘って、被害の全面解決を求めて闘い、殆んどすべての課題を解決した極めて希な事案です。

被害者・弁護団は、昭和43年3月9日イタイイタイ病裁判を提訴し、昭和46年6月30日一審判決、昭和47年8月9日控訴審の完全勝訴判決を得ました。これを踏まえ、翌日、三井金属鉱業本社での直接交渉を行い、①「イタイイタイ病の賠償に関する誓約書」、②「土壌汚染問題に関する誓約書」、③「公害防止協定書」を締結することができました。

その際、三井金属鉱業は被害者に正式に謝罪をしたい旨申し出ました。しかし、被害者はその時点での謝罪を許しませんでした。

それは、カドミウム腎症の補償や地域共同社会への被害補償などの問題が残されており、それらが解決したときに謝罪をしてもらおうとの被害者の強い願いがあったからです。

以降、今日まで被害者・弁護団は、これらの合意に基づいて40年以上にわたり、粘り強く取り組みを続け、大きな成果をあげてきました。

りましたが、前記合意に基づいた解決のルールに従ってイタイイタイ病の認定の手続きを進めています。認定された患者の数は197名（うち3名生存）。別に、イタイイタイ病要観察者の認定と補償制度があります。

また、神通川流域におけるカドミウムによる腎機能影響が確認された人に対する救済については、腎症患者の健康管理支援制度が創設され、1人60万円の健康管理手当が支給されることとなりました。

② 汚染水の改善

学者、研究者の力を借りて、42回もの立入調査を実施するなど、汚染水問題に取り組んだ結果、神通川の水質が目標とする自然界値まで改善が進みました。今後も被害者・弁護団と三井金属鉱業との間の「緊張感ある信頼関係」のもとで、監視をつづけます。

③ 土壌復元

平成24年には、33年の年月を要し、汚染農地（約1,000ha）の完全な復元が実現しました。これで汚染のない富山米がとれることとなります。

① イタイイタイ病の損害賠償

新たなイタイイタイ病患者の発生は極少なくな

イタイイタイ病資料館の設置

①～③の問題の解決とその経験や教訓を、地元

や全国・世界へ情報を提供し啓発するため、イタイイタイ病資料館を県が設置し、平成24年から活動しています。

今回の合意で、イタイイタイ病の惨禍とカドミウムによる土壤汚染等が再び繰り返されないよう将来にわたり不断の取組みが必要であること、および本カドミウム被害とその被害回復の取組みが、我が国をはじめ世界における地球環境対策にとって大きな教訓と意義を持つものであることを共通の認識とした上、三井金属鉱業より謝罪の意が表明され、これを被害者は受け入れ、全面解決となりました。

ここに至るまでの間、富山県内外の多くの方々に多大なご支援、殊に公害弁連をはじめ多くの公害訴訟とそれを支える被害者の方々の支援があったればこそ、今回の全面解決があったと思います。深く感謝申し上げる次第です。今後、被害者・弁護団は、イタイイタイ病をはじめとするカドミウム被害が二度と起きないように、この経験と教訓を

広く社会に訴え、伝えることを使命と受け止めています

ところで、福島原発事故は、いまだに放射能が排出され続けています。公害の発生源が未だに絶たれていないのです。加えて、その被害は甚大なものです。イタイイタイ病被害者・弁護団は、発生源の汚染防止に力を入れ、企業も当初は別として、徐々に積極的に発生源対策に取り組むようになりました。このことによって、「緊張感ある信頼関係」と呼ばれる関係にまでなりました。東京電力・国はどうでしょうか。およそこのような関係に遠いところにいます。被害の補償もまだ緒についたばかりのようです。イタイイタイ病被害者・弁護団は経験を積み重ね、貴重な教訓を得ていますので、福島原発事故の被害回復にお役に立てるのではないかと、思っています。—故近藤忠孝先生（イタイイタイ病弁護団元団長）は、このような思いから、福島原発事故の弁護団の一員となって最近まで活動されていましたが、平成24年6月、イタイイタイ病の全面解決をみないでお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りいたします。

福島原発被害東京訴訟について

福島原発被害首都圏弁護団 共同代表
弁護士 中川 素 充



第1 弁護団の結成

当弁護団の結成は、避難者の支援活動をしているとすねっと（東京災害支援ネット）の活動に端を発します。とすねっとでは、東日本大震災、原発事故直後から、都内に避難していた方（後には、いわき市や山形県などに広がる）の避難所の環境

改善、生活支援や法律相談等の活動をしてきましたが、その過程で、特に避難区域の外から避難してきた区域外避難者のことが置き去りにされていることを実感しました。そこで、とすねっとに参加している弁護士を中心に若手・中堅の弁護士に声を掛けて2011年9月に弁護団を結成しました（共同代表が森川清弁護士と当職）。

原発事故が発生してまもなく3年を迎えますが、未だに事故は収束しておらず、原発事故被害者の被害回復への路はまだ見えないままです。とりわけ、加害者である東京電力は、避難指示区域の外（例えば、福島市、郡山市、いわき市など）から避難した人たち（区域外避難者）や滞在者に対して、まともな賠償に応じようとしません。区域外避難者は、「自主（的）避難」などと言われ、避難生活においても避難者として扱われなかったり、周囲から言われなき非難を受けたりして、なかなか公の場で被害を訴えられる状況にありませんでした。ある意味では、水俣病の未認定患者の問題に近いものがあるといえます。

こうした被害者の切り捨て、避難区域内外という一方的な線引きによる被害者の分断は到底許されるものではありません。

そこで、当弁護団は、「すべての被害者の被害救済と生活再建を」をスローガンに避難区域の内外を問わず、東京電力福島原発事故の被害者に対する謝罪と被害回復（生活再建に適った完全賠償、原状回復）を目的として、活動をしています。

弁護団の活動や考えについては、ブログ <http://genpatsu-shutoken.com/blog/> に掲載しています。

第2 集団提訴

2013年3月11日、3世帯8名を原告として、東京電力と国を被告として、東京地裁に提訴しました。本件原発事故の責任を問う訴訟として、東京地裁に集団訴訟を提起したのは、初めてのことです。請求内容としては、基本的には個別積み上げ方式を採用しており、慰謝料、生活費増加分の損害、就労不能損害、財物損害等の請求をしています。これは、被害者の被害が人身被害以上に個別的になっており、包括的な請求では、十分に被

害をカバーしきれず、生活再建という目的に適わないのではないかと考えたためです。

その後、同年7月26日、16世帯40名が第2次提訴をしました。

原告の大半がこれまでなかなか被害の声をあげられなかった「区域外避難者」です。この勇氣ある提訴がきっかけとなり、現在では、少しずつですが弁護団に依頼する被害者が増えており、今後も引き続き首都圏に避難している被害者の3次、4次提訴を行う予定です。

また、当弁護団では、福島県田村市常葉町早稲川地区にある避難区域からわずか数十メートルしか離れていない集落（42世帯、約150名）や福島県福島市・郡山市などの住民、栃木県県北地域の住民の集団提訴も準備しています。

第3 被害の訴えと訴訟の経過

1 これまで3回の期日が開かれました（1月30日に第4回期日があります。）。

各期日では、原告の意見陳述が行われています。以下、第1次訴訟原告の鴨下祐也さんの意見陳述を一部紹介します。鴨下さんは、第1回期日（2013年6月12日）において子どもたちを避難させることを決意した経緯、二重生活の困難性、地元を離れることを決意する経緯、奪われた生活などを訥々と、時には嗚咽をこらえ次のように語りました。



「余震が続き、ろうそくの明かりで荷造りをしたあの日。車に積める荷物も限られ、息子たちは、3つしか持たせてやれなかったおもちゃを抱きしめて、生まれ育った家を離れ、以来、一度も戻ることなく、2年3か月の避難生活を続けています。」「そんな私の苦勞を知っていたのか、息子たちは、私の前では決して涙を見せませんでした。」「当時8歳だった長男は、『帰りたい』と、ぐずる弟の口を塞ぎ、黙って涙をこぼしていたそうです。また、マスコミにマイクを向けられ、「福島に帰りたい？」と聞かれた時は、うつむいたまま、「聞かないで」と答えていました。」「私達が住んでいた街は、緑がとても美しいところでした。春には山菜が採れ、夏は岩魚が釣れ、秋にはキノコが実ります。仕事帰りの父親は、海岸でアイナメを釣り、晩の食卓を飾ります。決して贅沢ではなく、それが当たり前だった福島。その豊かさの全てが、放射能汚染によって奪われてしまったことを、今も悔しく思います。」

2 当弁護団では、早期の被害救済とともに充実した訴訟活動をどのように展開させていくかについて腐心しながら活動をしています。これまでの期日では、前提として、原子力の基本的理解や我が国の原子力政策の問題を先ず明らかにし、さらに、科学的な知見だけでなく、事故が収束しておらず、汚染も続いていることを明らかにするために福島の地元紙の記事を数千件分証拠提出するなど主張立証に創意工夫をしています（こうした成果物は、他の弁護団にも提供しています）。

当弁護団としては、今後も、一丸となって、被告らの責任を追及するとともに、被害実態、損害を最大限に伝えていきたいと考えています。

第4 今後について

今後も継続的に多くの被害者の提訴をしていくとともに、各地の弁護団や研究者の方々と協力し、何としてでも、裁判の勝利を勝ち取り、1日でも早く、全ての被害者が生活再建に適った賠償を実現させていきたいと考えています。

当弁護団は、避難者の生活支援活動から端を発していることから、単に訴訟だけでなく、将来にわたる政策要求をしています。特に、避難者の支援団体と連携して、現在、政策要求や生活支援にも取り組んでいるのが大きな特徴です。現在、避難している原発事故被害者にとって大きな問題は、子ども・被災者支援法に基づく「基本方針」で期間を限定されてしまった避難者の応急仮設住宅の問題についてです。

第5 最後に

このたび、公害弁連に加入させて頂きました。当弁護団は、若手・中堅中心の弁護団ですので、まだまだ未成熟な部分があるかも知れません。今後、様々な面で公害弁連の先輩方の知識・経験を学び、活動に生かしていきたいと考えています。

なお、当弁護団の活動は、多岐にわたるもので、恒常的な人手不足となっていますので、是非、ひとりでも多くの方々の弁護団への参加を求めます。

また、支援団体として福島原発被害東京訴訟サポーターズという団体が立ち上がっています[<http://311himawari.seesaa.net/>]ので、是非、登録をお願いします。

大飯原発の差止めをめざして

～脱原発京都訴訟の現状と展望

弁護士 中 島 晃



1

関西電力と国を相手どって、京都府や滋賀県をはじめ関西などに居住する住民 1107 人が原告になって、京都地裁に大飯原発の運転差止め等を求める訴訟を提起したのは、2012（平成 24）年 11 月 29 日のことであった。

この訴訟は、これまで、翌 '13（平成 25）年 7 月 2 日に第 1 回、同年 12 月 3 日に第 2 回口頭弁論が行われ、今年 '14（平成 26）年 2 月 19 日には第 3 回口頭弁論が行われる予定になっている。

また '13（平成 25）年 12 月 3 日には、856 人が原告となって、第 2 次訴訟を提起し、これで京都地裁に提訴した大飯原発差止め訴訟の原告数は、合計 1963 人になった。

大飯原発差止訴訟の原告団（団長竹本修三京都大学名誉教授）は、引き続き、原告団の拡大をめざして、追加提訴に取り組むことを確認している。

2

この訴訟の弁論の都度、法廷は原告と傍聴者によって埋め尽くされ、法廷に入りきれない原告のために、弁護団は弁護士会館で模擬法廷を開いて、法廷での弁論の様子を再現する工夫をしている。

法廷では、原告の代表が直接口頭で意見陳述を行うとともに、弁護団がパワーポイントを使用して、準備書面の要旨をわかりやすく解説し、原発の危険性を具体的に明らかにするための弁論を

行っている。

その一方で、裁判所は、原発訴訟の弁論期日が開かれるときには、他の法廷を一切開かず、裁判所の出入口を 2 カ所のみ限定して、他の出入口を閉鎖し、警備員を配置するなど、物々しい警戒体制を敷いている。このことは、この訴訟がこの国の産業政策の根本を問うものであることを何よりも雄弁に物語っている。

3

この訴訟は、東京電力の福島原発事故によって、原子力発電の危険が改めて明らかになっており、しかも汚染水の流出がいまも続いていて、いまだに原発事故が収束しているとはいえないにもかかわらず、大飯原発の再稼働をすすめている国や電力会社の姿勢をきびしく批判し、国や電力会社に隠されている電発情報を訴訟の場で公開させ、原発の危険性を徹底的にうきぼりにすることによって、脱原発を実現する第一歩として、大飯原発の差止めをめざすものである。

しかし、法廷の中でのたたかいだけで、この訴訟における原告の請求を認めさせることはできないと考えている。この訴訟の取り組みを通して、脱原発を求める広範な国民世論を大きく広げることこそが最も重要であり、このことを抜きにして、訴訟での勝利の展望を切り開くことはできないといわなければならない。

4

こうしたことから、私たち弁護団は、法廷でのたたかいと法廷外での運動を車の両輪と位置づけ、法廷外の運動を推し進めるうえで、この訴訟の原告をさらに大きく広げていくことが重要であると考え、原告団とともに、引き続き追加提訴に取り組んでいく決意を固めている。

また、法廷での弁論も、安易に技術論争に入り込むのではなく、原発のもつ根本的な危険性、とりわけ原発では、苛酷事故（シビアアクシデント）が不可避であり、一旦苛酷事故が発生した場合には、これを完全に制御（コントロール）すること

は不可能であって、過去の技術的専門的な知見や想定をはるかにこえる事態が次々と出現し、原発の格納施設から放射性物質が外部に大量に放出され、取り返しのつかない、広範で深刻な被害を引き起こすことを、チェルノブイリや福島原発事故をもとにして具体的に明らかにしていくことを重視している。

その意味で、原発訴訟もまた、原発事故による被害を出発点として、これまでの公害訴訟の教訓にしたがい、“被害に始まり、被害に終わる”ことを基本として、これを最大限に追求することを通して、原発差止めの実現をめざすことが最も肝要であると考えている。

【若手弁護士奮戦記】

水俣病被害者とともに歩み出して

ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟弁護団
弁護士 川邊みぎわ

1 ミナマタ訴訟との出会い

2012年12月、弁護士登録と同時に初めて熊本の地に住むこととなった私は、弁護士としての仕事を始めてまもなく、ミナマタ訴訟の弁護団そして水俣病不知火患者会の方たちと出会いました。その頃、弁護団会議においては、平成21年に成立した水俣病特別措置法の不当な線引きや運用によって切り捨てられた被害者を救済するため、新たな訴訟提起に向けた話し合いが進められていました。

熊本へ来て間もない当時の私にとっては、当然ながら、熊本のことも水俣病に関する従前の裁判のこともほとんど分からない状態です。しかし、思いがけぬ縁があってこの地で弁護士となったか

らには、ミナマタの過去の闘いの歴史と現状とを知り、他へ発信していかなければならない、そうしない限り熊本のことを本当に知ることはできない、との思いで、弁護団活動に参加することとなりました。

2 被害者の声を聞いて

私は、2013年6月にノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟が提起される前後を通じて、弁護団の一員として様々な活動に取り組んできましたが、私自身にとって何より大きな刺激となったのは、原告その他被害を受けた方々と接している時間でした。

私が供述録取を担当したFさんは、子どもの頃、

自分たちで採った貝類、親戚や知人の漁師がお裾分けしてくれた魚などを毎日食べて育ってきた思い出について語ってくれました。その一方で、現在では、手足のしびれや耳鳴り、頭痛、不眠などの症状に悩まされ、重い物を持つことや屈んで立ち上がる動作などが困難であるため、日常生活でも仕事でも支障が生じていること、人付き合いの面でも、口の周りがしびれてうまく話すことができないうため、人前で長時間話すことを避けるようになってしまったことなどを語ってくれました。

Fさんは、供述録取の最中も、口がしびれて動けなくならないようにと、自分の口元を指先で何度も押さえて感覚を確かめながら、私の質問に答えていました。

Fさんは、職場では、「自分は年だから」「心臓がわるいから」と説明して、自分にとって困難な作業を他の人に代わってもらおうようにしているとのこと。重い物を持つ作業などは他の人が率先して引き受けてくれるため、職場内では役割分担が既にできており、Fさんとしては、一応今の自分の身体機能とうまく折り合いをつけて生活しているそうです。しかし、そのように周囲の人に気を遣わせ、自分でも自身の身体と周囲の人とに気を遣い続けながら生活していかなければならない現実に、孤独感のようなものを覚え、どうしても時折つらくなることがあると、素直に話してくれました。

私は、今も多くの被害者が水俣病の症状に堪え忍んで暮らしているということを頭では理解し始めていましたが、このように被害者一人一人の声を直接聞いてゆく中で、その現実が本人たちにとってどれほど厳しいものかということを知ることが初めて心から痛感させられました。同時に、未だに多くの被害者が取り残されているのは、予算との都合で被害を矮小化し、水俣病は解決済みの問題であるとの世論を作出しようとする国や県、チッソの

策略が働いているからだということ、さらには、私自身も弁護士となるまでは、国や県、チッソによる策略に惑わされている国民の一人だったということ、ようやく思い知らされたのです。

— 複数の弁護団に所属するとしても、その中で、十分な時間をかけて取り組むことのできる事件数は実質的に限られている。弁護士となつてからどんな事件に力を入れて取り組むかは、自分が取り組みたいと思う事件分野とは別に、若手の頃にどんな事件に巡り会うかによって必然的に決まる部分がある — 修習時代、先輩方からこのように伝えられて弁護士となり、ミナマタの現状を知った今、新たに始まったミナマタの闘いは、確かに私自身にとって、とりわけしっかりと取り組まなければならない弁護団事件の一つであると、いつしか捉えるようになりました。

3 全国各地との連携

弁護団活動の中では、ミナマタのことにとどまらず、全国各地の公害問題の現状について知る貴重な機会も与えられました。

2013年6月の公害総行動、12月の総行動合宿においては、公害裁判に取り組む各地の弁護団や支援団体から報告がなされ、ミナマタと同じく長年にわたり闘い続けたものの、未だに最終的な解決に至っていない事件や、ミナマタと同様の加害構造により多数の被害者を発生させ続けている新たな事件の現状について知らされました。

司法の公正な判断を経てもなお、責任を認めようとせず被害者を切り捨て続ける大企業や国の態度を考えると、途方に暮れてしまいそうになることもあります。しかし、絶対に諦めず闘い続ける各地の原告団・弁護団・支援団体の姿勢が、互いに強い励ましとなって各地の長い闘いを支えている以上、公害裁判の原点であるこのミナマタ

訴訟も、各地の裁判・運動の強い支えとなれるよう、しっかり闘い抜かなければなりません。

4 最後に

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟が提起されてようやく1年になります。

原告の方たちは、個人差はあっても、日常生活の所作に一定の支障を生ずるような身体で、裁判所や環境省、国会などへと長距離を移動しては懸命に被害の訴えを続けています。つらい中でも時

折笑顔を見せながら頑張っている原告の方たちの姿を見ると、私自身も、より強くならなければという思いにさせられることが多々あります。

これから本格的に長い闘いが始まりますが、拡大を続ける原告団の一人一人の闘いに向けた覚悟と切実な思いは、大企業や国の強い権力や策略をもってしても、決して突き崩すことはできません。そう信じ続けて、私も弁護団の一人として十分力を発揮し、全ての被害者救済を実現できるように、原告の方たちと共に歩んでゆきたいと思います。

第25回 久保医療文化賞、豊田誠弁護士の受賞が決定

この久保医療文化賞は、ポリオの流行をストップさせた活動などで知られる久保全雄医師の偉業を記念して設けられたものです。豊田誠弁護士の、イタイイタイ病から福島原発事故に至るまでの公害被害者とともに闘う一貫した姿勢が評価されての受賞となりました。

受賞の表彰式と講演会が、下記の通り予定されています。

<記>

日時：2014年2月16日（日）14時～17時半

場所：早稲田奉仕園 6ABC 会議室

日本キリスト教会館 6階

公害弁連総会開催についてのお知らせ

第43回 総会については以下の通りです。

日時：3月30日（日）午後1時30分～4時30分（総会）

午後5時～（懇親会）

会場：東京四谷・プラザエフ

<p>【巻頭言】</p> <p>今年を公害被害者の人権再尊重の年に！</p>	<p>代表委員 弁護士 板井 優</p>	1
<p>【榎本信行先生を悼む】</p> <p>榎本信行先生を悼む</p>	<p>第2次新横田基地公害訴訟弁護団 団長 弁護士 関島 保雄</p>	3
<p>泉南アスベスト国賠訴訟2陣高裁勝訴</p>	<p>大阪アスベスト弁護団 弁護士 伊藤 明子</p>	4
<p>尼崎アスベスト訴訟控訴審の経過報告</p>	<p>弁護士 八木 和也</p>	6
<p>よみがえれ！有明海訴訟 報告</p>	<p>よみがえれ！有明海訴訟弁護団 弁護士 吉野 隆二郎</p>	8
<p>イタイイタイ病問題の全面解決 ～どう闘われ、どんな成果が得られたか</p>	<p>イタイイタイ病弁護団 団長 弁護士 朝倉 正幸</p>	10
<p>福島原発被害東京訴訟について</p>	<p>福島原発被害首都圏弁護団 共同代表 弁護士 中川 素充</p>	11
<p>大飯原発の差止めをめざして ～脱原発京都訴訟の現状と展望</p>	<p>弁護士 中島 晃</p>	14
<p>【若手弁護士奮戦記】</p> <p>水俣病被害者とともに歩み出して</p>	<p>ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟弁護団 弁護士 川邊 みぎわ</p>	15
<p>第25回 久保医療文化賞、豊田誠弁護士の受賞が決定</p>		17
<p>公害弁連総会開催についてのお知らせ</p>		17